

# 一 制定・改廃の概要 一

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 令和6年3月29日・東京都条例第92号

## 1 概要

### (1) 改正理由

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年環境省令第4号）の施行による排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）の改正を踏まえ、公共用水域に排出する汚水の規制基準を改めるほか、規定を整備する必要がある。

### (2) 改正内容

ア 公共用水域に排出される汚水及び地下に浸透される汚水の六価クロム化合物に係る排水基準（単位 1リットルにつきミリグラム）を次のとおり改正する。

- |  |                  |
|--|------------------|
| (ア) 水道水源水域に汚水を排出する新設の工場  | 0.05 から 0.02 に改正 |
| (イ) (ア)以外の工場・指定作業場   | 0.5 から 0.2 に改正   |
| (ウ) 地下に浸透される汚水   | 0.04 から 0.01 に改正 |
| (エ) (ア)以外の工場・指定作業場については、(イ)にかかわらず、次のとおり、暫定的な排水基準（単位 1リットルにつきミリグラム）を設定する。 |                  |

（業種）	（排水基準）	（適用期限）
------	--------	--------

電気めっき業	0.5	令和9年3月31日
--------	-----	-----------

- (オ) この条例の施行の際既に設置され、又は着工されている工場又は指定作業場については、令和6年9月30日（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第三に掲げる施設がこの条例の施行の際既に設置され、又は設置の工事がなされている工場又は指定作業場にあつては、令和7年3月31日）までの猶予期間を設ける。水道水源水域に汚水を排出する新設の工場 0.05 から 0.02 に改正

イ 公共用水域に排出される汚水の大腸菌群数に係る排水基準（単位 1立法センチメートルにつき個）を次のとおり改正する。

- |  |  |
|--|--|
| (ア) 項目の大腸菌群数（単位 1立法センチメートルにつき個）を大腸菌数（単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位）に改正 |  |
| (イ) 3,000 個/cm <sup>3</sup> から 800 CFU/ml に改正                  |  |

## 2 施行日

- (1) 公共用水域に排出される汚水及び地下に浸透される汚水の六価クロム化合物に係る排水基準（単位 1リットルにつきミリグラム）

令和6年4月1日

- (2) 公共用水域に排出される汚水の大腸菌数に係る排水基準（単位 1ミリリットルにつきコロニー形成単位）

令和7年4月1日

## 3 問合せ先

環境局自然環境部水環境課

直通 03-5388-3547

内線 42-621